

保育料の助成制度



表1) 平成21年度にかほ市の保育料(単位:円/1カ月)

世帯の階層区分	3歳未満児		3歳児		4歳児以上	
	国の基準	にかほ市	国の基準	にかほ市	国の基準	にかほ市
1 生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2 住民税非課税世帯	9,000	6,500	6,000	4,500	6,000	4,500
3-1 * 均等割課税世帯	19,500	13,500	16,500	12,000	16,500	11,000
3-2 * 所得割課税世帯		16,500		14,000		14,000
4-1 所得税8,500円未満	30,000	20,500	27,000	18,500	27,000	18,500
4-2 * 8,500~39,999円		22,000		20,000		20,000
4-3 * 40,000~69,999円	44,500	26,000	41,500	24,500	41,500	24,000
5 * 70,000~102,999円		31,000		28,000		26,000
6 * 103,000~412,999円	61,000	32,000	58,000	30,000	58,000	27,000
7 * 413,000円~	80,000	35,500	77,000	31,500	77,000	28,500

※「ひとり親世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」は下表のとおり読み替える

2 住民税非課税世帯	0	0	0
3-1 * 均等割課税世帯	12,500	11,000	10,000
3-2 * 所得割課税世帯	15,500	13,000	13,000

保育料の計算例

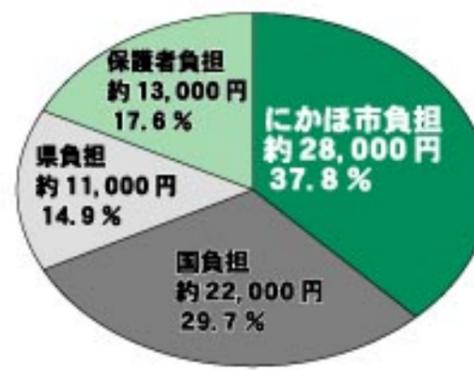
・前年の所得税額が父) 17,000円 母) 20,000円
合計 37,000円の世帯で児童3人(5歳と3歳と1歳)が入所の場合
階層区分は表1の「4-2」となり、5歳の児童は15,000円(4歳児以上の欄の1/4助成)、3歳の児童は5,000円(3歳児の欄の2人目による1/2減額、さらに1/2助成)、1歳の児童は0円(3人目以降無料)

保育料や子育てに関する問い合わせは
すくすく子育て支援課
☎32-3040へどうぞ



表2) すこやか子育て支援事業の助成制度 ※は経過措置

対象児童	秋田県の制度では(7月まで)		秋田県の制度では(8月から)		にかほ市では(8月から)	
	助成	助成	助成	助成	助成	助成
1歳児以上	平成17年4月2日以降生まれ	2分の1助成	所得割課税世帯 4分の1助成 所得税非課税世帯 2分の1助成	所得割課税世帯 4分の1助成 所得税非課税世帯 2分の1助成	2分の1助成	2分の1助成
	※平成17年4月1日以前生まれ	4分の1助成	4分の1助成	4分の1助成	4分の1助成	4分の1助成
	※平成18年4月1日以前生まれの第3子以降	保育料無料	保育料無料	保育料無料	保育料無料	保育料無料
0歳児	平成21年4月2日以降生まれ	助成なし	所得割課税世帯 4分の1助成 所得税非課税世帯 2分の1助成	所得割課税世帯 4分の1助成 所得税非課税世帯 2分の1助成	2分の1助成	2分の1助成



保育に要する経費の負担割合
(児童1人あたり約74,000円/月
平成20年度にかほ市決算見込数値)

にかほ市の保育料は、国の保育料基準に基づき、保護者の税額や子どもの年齢に応じて決められています。にかほ市では国の保育料基準から平均で約40%を減額しています(表1を参照)。国の基準との差額は市が独自に負担しています。さらに保育料の助成や減免の制度を取り入れていきます。ことしの8月からは、秋田県すこやか子育て支援事業の保育料助成制度が変わりますが、保護者の負担が増えないよう、市独自に助成を行うことにしています。

保育経費の負担割合

にかほ市では、児童1人あたりの保育経費(保育所の運営経費)の平均が1カ月約7万4千円、そのうち、保護者が負担する保育料は、約1万3千円となつています。残りを国・県と市が負担しています。市の負担は、約2万8千円で、年間総額は約3億円です。

保育料の軽減

◆多子世帯軽減
同一世帯から、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の児童福祉施設(障害児通園施設等)に2人以上入所している場合、保育料は2人目が半額、3人目以降が無料となります。

すこやか子育て支援事業の保育料助成

◆8月から制度変更
市では、秋田県すこやか子育て支援事業を取り入れ、表1の保育料から、さらに軽減を行っています。ことしの8月から、この制度の内容が変わり、所得税課税世帯の保護者負担が増加する変更(半額助成から4分の

1助成に変わるもの)がありましたが、本年度は、市がその増加分を負担し、表2のように保護者の負担が増えないようにしました。

◆0歳児も対象に
8月から、0歳児も保育料助成の対象となります。表2にあるとおり、平成21年4月2日以降に生まれた児童が対象です。平成21年4月1日以前に生まれた児童は、満1歳から助成の対象となります。

◆ひとり親家庭の助成
ひとり親家庭の助成は、表2によらず、所得税額が1,500円未満の家庭は無料、所得税額が1,500円以上の家庭は半額となります。(平成18年4月1日以前生まれの第3子以降の児童は、所得税の多寡に関わらず、無料です)

◆申請・所得審査と所得制限
すこやか子育て支援事業の助成(ひとり親家庭の助成を含む)を受けるためには、入所に申請が必要で、この助成には所得制限があります。毎年8月に所得審査があります。(表2の平成18年4月1日以前生まれの第3子以降の児童は、所得制限がありません)

投票立会人の募集

第45回衆議院議員総選挙

平成21年9月10日任期満了の衆議院議員総選挙が、今後間もなく執行されます。解散により選挙が執行される場合、選挙期日が40日以内に設定されることから、立会人募集や広報での周知等、十分な準備期間がとれなくなり、そのため、選挙期日が定まらない状況ではありますが、投票立会人の募集を行います。申し込みのあった方には、選挙期日が決まり次第、改めて立会希望日を確認させていただきます。

イ) 期日前投票立会人

期間 投票期日の前11日間
時間 午前8時30分~午後8時
場所 スマイル、金浦庁舎、象潟庁舎の期日前投票所
人数 各期日前投票所に1日2名
報酬 9,500円(日額)

ロ) 投票日立会人

期日 未定
時間 午前7時~午後7時
場所 市内41の投票所(自身の投票区投票所)
人数 各投票所2名
報酬 10,700円(日額)

応募条件

選挙権を有すること
申込方法 はがきまたはメールで①郵便番号②住所③氏名④生年月日⑤性別⑥電話番号⑦イとロの別(両方申込可)を明記のうえ、応募してください。

応募期限 7月15日(休)消印有効

応募・問合せ先 018-0192 にかほ市象潟町字浜ノ田1
選挙管理委員会事務局 ☎43・7506

E-mail: senkan@city.nikaho.lg.jp